

唐津市地域働き方・職場改革推進業務委託仕様書

1 業務名

唐津市地域働き方・職場改革推進業務

2 業務の目的

本市では、10代後半から20代前半まで（とりわけ女性は20代後半まで）の若年層の市外への転出超過が著しく、その一因として職場環境や地域の固定的な性別役割分担意識等が影響していると考えられる。

職場の重要性に鑑み、男女がともに働きやすい職場環境についてアンケート調査を実施し、男女の意識の差や職場等での待遇・役割分担の差を明らかにし、要因や課題を分析する。

また、経営層向けにアンケート結果報告を兼ねたイベントを開催し、課題解決に向けた知識の共有を行うとともに、事業所同士のネットワークづくりを行い、地域全体の取組意欲を高める。

3 業務内容

(1) アンケート（2種）調査・分析業務

ア アンケートの実施

(ア) 企業アンケート／目的・調査数

- a 目的：市内企業における男女別の就業状況や、職場環境、若者・女性の活躍推進に関する取り組み状況を調査し、分析する。
- b 調査数：唐津商工会議所会員（メールで依頼）（約1300社）
／唐津東商工会・唐津上場商工会会員企業（調査依頼チラシ発送）
（約1200社）

(イ) 若者アンケート／目的・調査数

- a 目的：若者の、就労等に対する意識を調査し、男女の意識の差異や市外へ流出する要因などについて分析する。
- b 調査数：市内在住の18歳～39歳の男女・3000人程度を想定

※上記調査数に関わらず、若者アンケートの目的を踏まえ、対象者の抽出方法等についての提案・助言を行う。

(ウ) 共通事項／業務内容

- a 業務内容:設問設計助言、調査票データ・回答フォーム作成(WEB回答のみで実施・WEB環境の構築)、回答データ集計・分析(クロス集計含む。)、調査報告書作成
- b 企業向けアンケート回答依頼用として調査票全体のデータ(PDF)と回答フォームにつながる URL を唐津市へ提供すること
(唐津商工会議所会員へはメールで送信、唐津東・上場商工会へは、チラシに検索キーワードを掲載し回答を依頼。唐津市ホームページ上に一時的にアンケートを公開することを想定)
- c 助言・分析にあたっては、唐津市の関連既存調査も参考にすること。

【関連既存調査】

- ・唐津市男女共同参画基本計画(第5次)
市民アンケート P27～54(4. 仕事と生活について)
企業アンケート
- ・唐津市商工業振興基本計画(第2次)

(エ) 唐津市が行う事項

- a アンケート項目設計(不足部分等の助言を委託)

※アンケート項目(案)は別紙のとおり

- b アンケート調査依頼文作成・印刷及び発送

イ アンケート調査結果等の分析

上記ア(ア)(イ)のアンケート調査により、市内企業の職場の現状と、若者・女性の意識などを分析し、今後、唐津市や市内企業が取り組むべき事項をまとめた報告書を作成する。

ウ 成果品

調査報告書(2種のアンケートの結果を踏まえた、唐津市の若者・

女性が働きやすい職場環境づくりの現状と課題) 150ページ以内想定

※電子データ（ワード・エクセル等と PDF で保存したもの）を納品
エ その他

(ア) 次項（２）に記載のイベントでの説明資料作成のため、アンケート結果の速報を12月末までに唐津市に共有するものとする。

(イ) 業務の実施に伴い作成した資料及び成果品の著作権その他一切の権利は、唐津市に帰属するものとし、唐津市の許可なく複写、複製または他に公表・貸与・使用してはならない。

(ウ) 本仕様書に定めがない事項については、唐津市と協議して定めるものとする。

(エ) 業務の遂行にあたっては、唐津市と密に連絡をとり、唐津市の意向を的確に把握するとともに、速やかにその指示に対応する。

(オ) 唐津市が所有する業務の遂行上必要な資料等については、受託者に貸与することができるものとし、業務完了後は速やかに唐津市に返却する。

(2) 経営者・管理職向けイベントの開催

ア 目的：経営者・管理職向けに(1)の企業アンケート・若者アンケートの分析結果と唐津市の課題についての報告会を兼ねたイベントを行い、課題の解決に向けた知識の共有を行うとともに、企業同士の意見交換や職場改革先進企業の取り組み事例紹介などを通して、地域の働き方・職場改革への取組意欲を地域全体に波及させる。

また、当該イベントを企業同士のネットワークづくりのきっかけとし、その後も市や参加企業等との連携が取れるような仕組みづくりを行う。

イ 回数：1回（1月下旬を想定）

ウ 会場：ポートルースからつ イベントホールを想定

エ 定員：50名程度

(申込者多数の場合は、最大80名まで受け入れる)。

オ 対象者：市内企業の経営者・管理職

カ 内容：留意点（唐津市のイメージ）

(ア) イベントの時間は、2時間程度とする。

(イ) イベント後に、参加者同士のネットワークづくりができるよう工夫する。

(ウ) 次の内容は、唐津市で行うことができる。

- a 参加者募集にかかるチラシ等作成・広報及び申込受付
- b 手話通訳及び車いす席の希望があった場合の対応
- c 当日の会場設営、音響・映像資機材の設定、参加者受付
- d イベント中のマイク運搬
- e イベントに必要な資料の印刷
- f イベント参加者アンケート（作成及び集計）

4 業務体制

- (1) 本業務を指揮する業務責任者を配置すること。
- (2) 業務責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- (3) 業務責任者以外の主務担当者を1名以上配置すること。
- (4) 契約締結後速やかに、業務責任者及び主務担当者の氏名等を市に通知すること。

5 納品場所及び担当部局

唐津市 地域づくり部 男女共同参画室

〒847-8511 唐津市西城内1番1号

TEL：0955-72-9239

FAX：0955-72-9182

6 留意事項等

- (1) 業務履行に際して必要な旅費、宿泊費等は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 業務の円滑な進行を図るため、常時、市担当職員と緊密な連絡関係

を構築し、誠意をもって業務を遂行すること。

(3) 業務の遂行にあたっては、市と調整のうえで実施すること。

(4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属するものとする。

(5) 資料等作成に際して著作物の許諾等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 秘密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後も同様とする。

8 危険の負担

業務実施中又は業務に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任は全て受託者の責任とする。

9 業務の継続が困難となった場合の措置

契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取り消しができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。各種感染症拡大の状況により、人の往来が困難な状況が発生した場合は、市及び受託者双方の協議の上で、仕様書記載の「3 業務内容」について変更や修正することを可能とする。

なお、履行期間終了もしくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを延滞なく提供することとする。

10 不当介入における通報義務等

(1) 妨害または不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長等の

変更を請求することができる。

11 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。